

様

この度のご不幸につきまして、心よりお悔やみ申し上げます。

令和 年 月 日 に _____ 様の死亡届を受理しました。

該当する事項（○印のあるもの）について、2週間以内に手続きをお願いいたします。

手続きにあたって、おくやみコーナーを利用される場合は予約ができます。予約をしなくても手続きは可能です。詳しくは別紙をご覧ください。

○	手続き	必要なもの	おくやみハンドブック 該当ページ	担当課
	世帯主の変更	・来庁される方の本人確認書類 ・委任状(別世帯の方が届出される場合)	7 ページ	市民係 ☎0944-85-5502
	火葬許可証の記入・訂正	火葬許可証	-	
	国民年金関係の手続き ※遺族年金等を受給されている方は年金事務所をご案内します。	・年金証書(無い場合は、年金手帳または振込通知書等) ・未支給年金等請求者の通帳 ・未支給年金等請求者のマイナンバーの分かるもの	13、14 ページ	国保年金係 ☎0944-85-5503
	国民健康保険関係の手続き	・国民健康保険資格確認書 ・喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状等) ・喪主の通帳	9 ページ	
	後期高齢者医療保険関係の手続き	・後期高齢者医療資格確認書 ・喪主の氏名が確認できるもの(会葬礼状等) ・喪主の通帳 ・相続人の通帳	11 ページ	
	医療証の返納	該当する医療証(こども、ひとり親、障害者)	25、30 ページ	
	介護保険被保険者証の返納	介護保険被保険者証	19 ページ	健康課 ☎0944-85-5522
	障害者手帳の返還	障害者手帳	20 ページ	福祉事務所 障がい福祉係 ☎0944-85-5532
	生活保護受給者の葬祭扶助の申請	右記担当課にお問い合わせください。	27 ページ	福祉事務所保護係 ☎0944-85-5534
	児童(扶養)手当の手続き	右記担当課にお問い合わせください。	28、29 ページ	福祉事務所児童保育係 ☎0944-85-5535
	市営・公共住宅の入居承継等の手続き	右記担当課にお問い合わせください。	34 ページ	都市計画課 住宅政策係(2階) ☎0944-85-5604

○印のないものについても、個々のケースにより該当する場合があります。お心当たりの方は、あらかじめ担当課へお問い合わせください。

※裏面もご覧ください。

【固定資産税】(おくやみハンドブック 16 ページ)

大川市内に土地や建物を所有し、固定資産税の納税義務者となられている方が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産税にかかる納付をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする手続きがあります。

担当課：固定資産税係 ☎0944-85-5513

【軽自動車税】(おくやみハンドブック 17, 38 ページ)

軽自動車や原動機付自転車、トラクターなどの所有者が亡くなった場合、名義変更や廃車の手続きが必要です。下記の申告先で名義変更もしくは廃車の手続きをお願いします。

原付バイク、農耕用、小型特殊車	最寄りの市区町村役場 ※本人確認書類、大川市のナンバープレートが必要です。
軽自動車	最寄りの軽自動車検査協会（久留米地区は久留米支所） 久留米市上津町中尾山2199-45 ☎050-3816-1752

※各申告先で手続きの方法が異なりますので、事前に電話等で確認してください。

担当課：市民税係 ☎0944-85-5512

【水道使用者】(おくやみハンドブック 31 ページ)

水道使用者（名義人）が死亡された場合は、名義変更または給水中止の手続きが必要です。

担当課：上下水道課 ☎0944-85-5547

【口座振替を利用されていた方へ】(おくやみハンドブック 15 ページ)

亡くなられた方の口座を市税等の口座振替に利用されていた場合、振替口座の変更、又は廃止の手続きが必要となりますので、担当課にご相談ください。

税務課	(☎0944-85-5512)	市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税
市民課	(☎0944-85-5504)	後期高齢者医療保険料
健康課	(☎0944-85-5522)	介護保険料、養護老人ホーム負担金
上下水道課	水道庶務係 (☎0944-85-5547)	水道料金・下水道使用料
	下水道庶務係 (☎0944-85-7019)	下水道事業受益者負担金
クリーク課	(☎0944-85-5542)	用排水路占有料
福祉事務所	(☎0944-85-5535)	保育料
都市計画課	(☎0944-85-5604)	市営住宅使用料

【亡くなられたことがわかる戸籍が必要な方へ】

戸籍に死亡事項が記載されるまでには、大川市に死亡届が届いてから通常1週間～10日程度かかります。急がれる場合には、事前に市民課市民係までご連絡ください。

☎0944-85-5502

【大川市役所以外での手続き】

おくやみハンドブック 35～38 ページをご覧ください。あくまでも参考ですので、必ずそれぞれの手続き先にお問い合わせください。